

関東学院大学大沢記念建築設備工学研究所規程

(昭和49年6月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第54条に基づき、大沢記念建築設備工学研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設立及び目的)

第2条 研究所は、故大澤一郎名誉教授の基本構想「建築設備工学に関する研究を行うとともに建築設備工学教育を研究面から支える研究所」に基づき設立され、都市・建築の環境工学、都市・建築の設備工学及びその他これらに関連する分野の基礎的、応用的調査・研究、社会への情報発信及び教育支援（以下「研究等」という。）を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 個別及び共同による研究等
- (2) 学外からの簡易受託研究等
- (3) 学外からの委託による研修
- (4) 研究等の成果の発表及び刊行
- (5) 講演会及びシンポジウムの開催
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 研究所に次の各号の構成員を置く。

- (1) 所長
- (2) 所員
- (3) 研究員

2 研究所は、必要に応じて顧問をおくことができる。

3 研究所に、第8条に定める運営会議を置く。

(所長)

第5条 所長は、本学の専任教員（特約教員及び任期制教員は除く。）の中から運営会議で選出し、学長が推薦の上、理事長が任命する。

2 所長は、所務を統轄し、研究所を代表する。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(所員)

第6条 所員は、次の各号の者で構成する。

- (1) 第2条の目的にかなう研究を行う本学の専任教員（特約教員及び任期制教員を含む。）
- (2) その他、運営会議の推薦する者

2 前項第1号の所員は、本学の専任教員（特任教員及び任期制教員を含む。）の中から、所長が推薦し、学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号の所員は、若干名とし、運営会議の推薦に基づき、所長が推薦し、学長が任命する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

(研究員及び顧問)

第7条 研究員及び顧問は、広く学内外から選考するものとする。

2 研究員及び顧問は、運営会議の議を経て、所長が任命する。

3 研究員及び顧問の任期は、1年又は2年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第8条 研究所の運営は、所長及び所員をもって構成する運営会議によって行う。

2 運営会議は、必要に応じて所長が招集し、議長となる。

3 運営会議は、次の各号について審議する。

- (1) 研究所の事業計画及び予算・決算に関すること。
- (2) 研究員及び顧問の選考並びに研究等の実施に関すること。
- (3) 外部からの委託調査・研究の採否及び実施に関すること。
- (4) 事業計画の変更
- (5) その他、研究所の運営に関すること。

4 運営会議は所員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で議決する。

(事務局)

第9条 研究所の事務の所管は、学部庶務課とする。

(会計処理)

第10条 研究所の会計処理に関する事項は別に定める。

(細則)

第11条 この規程の施行に必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和49年6月19日から実施する。
- 2 この規程は、昭和53年3月15日から改正実施する。
- 3 この規程は、平成8年2月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成9年6月12日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成19年3月15日に改正し、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成20年3月27日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月21日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月7日に改正し、2018年4月1日から施行する。